

# 建災防宮城県支部からのお知らせ



平成31年2月1日

## 建設業年度末労働災害防止強調月間に向けて

年度末は、公共工事等多くの工事が完工時期を迎え、工事関係者や各職種の出入りも多く、作業が輻輳し、注意力も低下しやすい時期です。

建災防では、この時期の建設現場の安全衛生管理を徹底することを目的に、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開します。経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者の皆様におかれましては、一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るようお願いします。

本月間 3月1日～31日

後援：厚生労働省。国土交通省

詳しくは実施要綱をご覧ください。



## 宮城県内建設業労働災害発生状況（30年12月末速報値）

死傷災害は死亡7名を含む315名～前年同期比死傷 - 6.5%（死亡+3名）

業種	平成28年 全期		平成29年 全期		平成29年 12月末		平成30年 12月末		前年同月比較			
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計	2467	16	2385	17	2171	14	2365	22	194	8.9%	8	57.1
建設業	432	5	350	5	337	4	315	7	-22	-6.5	3	75.0
土木工事業	149	4	123	2	117	2	120	2	3	2.6	0	0
建築工事業	239	1	179	3	174	2	143	3	-31	-17.8	1	50.0
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	60	1	48	2	47	2	34	2	-13	-27.7	0	0
木造家屋建築工事業	120	0	86	0	83	0	49	0	-34	-41.0	0	0
建築設備工事業。その 他の建築工事業	59	0	45	1	44	0	60	1	16	36.4	1	
その他の建設工事	44	0	48	0	46	0	52	2	6	13.0	2	

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）の様式が改正されました！

外国人労働者に係る労働災害の発生状況の欄が設けられ、1月8日以降報告の災害に適用されます。様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 HP [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [事業主の方へ](#) > [安全衛生関係主要様式](#)

## 墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯）の使用について

フルハーネス型安全帯に関する労働安全衛生政省令が2月1日に施行されました。当支部に寄せられた御質問のうち、特に多いものを掲載します。（厚生労働省HPより抜粋）

### 【質問2-1】

施行日(2019年2月1日)以降、一本つりの胴ベルト型墜落制止用器具は高さ6.75メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

使用できません。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

### 4 特別教育の対象作業

#### 【質問4-1】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

## 墜落制止用器具の構造規格が2月1日に施行されました！

厚生労働省告示第11号 抜粋（使用制限部分） →詳しくは厚生労働省HPで

### （構造規格）第2条

1. 6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。
2. 墜落制止用器具は、当該墜落制止用器具の着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならない。
3. ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならない。

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604